

給与所得(退職手当等)に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書



受付印 尼崎市長 へ 令和 年 月 日 提出	① 給与支払者 (特別徴収義務者)	法人番号		② 特別徴収義務者 指定番号		
		名称(氏名)及び 代表者の氏名			③ 連絡先	担当者の所属・氏名
		所在地(住所)		電話番号		
地方税法施行令第48条の9の11の規定により届出します。						
④ 取消の事由	1. 給与の支払いを受ける者が常時10人未満ではなくなったため 2. その他()					

※ 市 処理 欄	処理区分	備考 欄				年 月 日 起案 年 月 日 完了 年 月 日 入力	(通知・納税通知書・納付書) 発送		
							年 月 日		
				課長	係長	担当	公印		

◇届出書の書き方

①の欄には

申請者が個人である場合には、その氏名及び住所を、法人である場合には、法人名並びに代表者の氏名及び本店又は主たる事務所の所在地をそれぞれ記入してください。ただし、法人の本店又は主たる事務所以外の事務所等で市民税・県民税を特別徴収し、納入しているものが申請者である場合には、その事務所等の名称並びに当該事務所等の責任者の氏名及び所在地を記入してください。

②の欄には本市から通知されている特別徴収義務者指定番号を記入してください。

③の欄には担当者の所属及び氏名、連絡の際の電話番号を記入してください。

④の欄には取消の申請事由を記入してください。

◇注意事項

- この届出書を提出した場合には、その提出した日の属する納期の特例の期間から納期の特例の承認の効力が失われることとなります。

- この届出書を提出した場合には、提出日の属する月分以前に特別徴収した税額はその提出日の属する月の翌月10日までに納入し、その後に特別徴収した税額は通常の納期限に納入していただくこととなります。

(例) この届出書を提出した日が3月中の場合
 12月～3月分 → 4月10日まで
 4月～5月分 → 翌月10日まで